

# きりゅう 市議会だより

平成25年11月1日

No.234



キノピー

## 桐生市議会情報番組「K J」 10月7日にFM放送開始!!

◎「K J」は、毎月第1月曜日の午後8時から1時間、市議会の様々な情報を生放送でお届けする桐生市議会の公式番組です。放送は、FM桐生（77.7MHz）です。



(順番で出演する桐生市議会議員)



(第1回放送の様子)

正副議長の進行で  
議員2名が順番で  
出演します!!

◎議会で議決した条例や一般質問などの議会情報を皆さんにわかりやすくお伝えしていきます。

平成25年第3回定例会は、8月27日（火）に招集され、9月20日（金）までの25日間の会期で開かれました。この定例会では、市長提出議案14件の審議を行い、それぞれ可決又は認定しました。また、議員提出議案3件の審議を行い、それぞれ可決しました。

### 主な掲載記事

- 一般質問 ..... 2~4
- 請願の審査結果 ..... 4
- 桐生市議会基本条例 ..... 5
- 議案と結果・議会運営委員会委員の変更・全員協議会・市議会インターネット中継・お知らせ ..... 6
- 平成24年度決算を認定・一般会計の補正予算 ..... 7
- 意見書 ..... 8

# 一般質問

9月19日(木)・20日(金)の2日間にわたり、15人の議員が一般質問を行い、市政に関する問題について、市当局の見解を求めました。

※氏名の後のカッコ内は所属会派名(無会派は、会派に属さない議員)H25.9.20現在

質問者	人見 武男(創立会)	志会) 会)
	森 真一(桐明クラブ)	志会) 会)
	福島 肇(公明クラブ)	志会) 会)
	山之内 久芳(創立会)	志会) 会)
	渡辺 光恵(桐明クラブ)	志会) 会)
	佐藤 三好(桐明クラブ)	志会) 会)
	園田 乗彦(桐明クラブ)	志会) 会)
	西田 康彦(桐明クラブ)	志会) 会)
	伏井 秀泰(桐明クラブ)	志会) 会)
	井岡 雄彦(桐明クラブ)	志会) 会)
	新井 達朗(桐明クラブ)	志会) 会)
	飯島 新夫(桐明クラブ)	志会) 会)
	飯島 規夫(桐明クラブ)	志会) 会)

## 桐生市地域防災計画について

人見 武男(創立会)  
(緊急告知FMラジオ)

質問 今後の取り組みは。

答弁 大規模災害時にお

進することが必要である。

本市は既に、姉妹都市の日

立市や鳴門市など遠隔地自

治体十七市と「災害時の相

互応援に関する協定」を締

結しており、特に日立市と

は、昨年八月に「被災者の

一時的な受け入れ」を相互

の応援事項として追加する

協議書を締結した。今後、

各市との関係をさらに深め、

大規模広域災害に備えてい

きたいと考えている。



ける「同時被災の回避」という観点から、遠隔地自治体との相互応援は不可欠であります。

進することが必要である。

本市は既に、姉妹都市の日

立市や鳴門市など遠隔地自

治体十七市と「災害時の相

互応援に関する協定」を締

結しており、特に日立市と

は、昨年八月に「被災者の

一時的な受け入れ」を相互

の応援事項として追加する

協議書を締結した。今後、

各市との関係をさらに深め、

大規模広域災害に備えてい

きたいと考えている。

## 市職員の地域貢献について

森山 享大(創立会)

質問 地域の団体は、殆どが人材不足に悩んでいると聞くが、市職員が地域活動へ積極的に参画する必要があると思うがどうか。

答弁 市職員が地域で活動することを、大変有意義なことと思う。職員によつては、既に各種団体で中心となつて活動している者もおり、その一方で、地域活動に参画することの理解が少ない職員もいる。大切なことは、職員が自発的に行動

を起こすことである。職員も地域に帰れば一市民であり、市民といつしょに活動するよう、職員に指導して

いきたいと考えている。

おり、その一方で、地域活動に参画することの理解が少ない職員もいる。大切なことは、職員が自発的に行動

を起こすことである。職員も地域に帰れば一市民であり、市民といつしょに活動するよう、職員に指導して

いきたいと考えている。

(桐生市役所)

福島 賢一(桐新会)  
質問 市長が先頭に立ち  
どのような医療体制の改革  
改善に取り組んできたか。  
答弁 より良い医療体制  
を提供するためには、人的、  
物的の両面で改善が必要で  
ある。具体的には、医師確  
保の面においては、直接、  
大学に出向き医師の派遣を  
依頼した成果として、常勤  
医師の増員につながってい  
る。また、新たな医療機器  
の導入による診療体制の改  
善、病棟の改修や病床の増

床など施設整備面において  
も改善に取り組んできた。  
今後も地域の中核病院とし  
て医療体制の充実に努めて  
いきたい。

(桐生厚生総合病院)



答弁 より良い医療体制  
を提供するためには、人的、  
物的の両面で改善が必要で  
ある。具体的には、医師確  
保の面においては、直接、  
大学に出向き医師の派遣を  
依頼した成果として、常勤  
医師の増員につながってい  
る。また、新たな医療機器  
の導入による診療体制の改  
善、病棟の改修や病床の増

床など施設整備面において  
も改善に取り組んできた。  
今後も地域の中核病院とし  
て医療体制の充実に努めて  
いきたい。

(桐生厚生総合病院)

## 緊急通報システムについて

山之内 肇(公明クラブ)  
質問 高齢者の見守り強  
化を図るために、貸与対象者  
の拡大、見直しの考えは。  
答弁 対象者の状況に応  
じて、一部有償も視野に入  
れて検討したい。

(緊急通報装置)



質問 ひとり暮らし高齢  
者が自身で通報できず、亡  
くなられた事案はあるか。  
答弁 残念ながら社会死  
状態であった事案はある。  
者が安心して生活できる社  
会づくりとして、人感セン

サー付き緊急通報システム  
を導入する考えは。  
答弁 費用対効果や対象  
者の見直しの検討を行う中  
で今後研究をして



## 桐生に高速道路を

北川 久人（創立会）



### 清掃センター跡地周辺整備

佐藤 光好（創立会）

質問 埋立地の整備計画について。

（蕪町広場埋立地）

日光を周回する観光地として多大な経済効果が期待されるほか、周辺の経済活動や工場の誘致に多くの利便性、優位性も確保されると思われるが、国策等もあるので、今後、研究したい。

質問 桐生はインターが

路と連結する高速道路を誘致する考えは。

答弁 構想が実現すれば、



（太田数塚インターチェンジ）

## 統計を活用したまちづくり

小滝 芳江（ラオーラム桐生）

質問 まちづくりを考えるうえで、まず地域を知る

（統計ポスター）



### 川内三丁目住宅用地利用

園田 恵三（桐新会）

質問 住宅マスターープランに沿って事業を進めていくのかどうかについて。

（川内町三丁目住宅用地）

早期に、県と最終的な形成方法における技術面の協議を調べ、跡地利用が図られるよう努力していきたい。

質問 蕪町広場に隣接する埋立地を併用することによつて、ヘリコプターの離着陸場としての安全確保が広がるのではないか。

答弁 現在、フェンスや樹木が埋立地との境にあるが、埋立地の維持・管理上、フェンスは必要なものであり、現状、ヘリコプターの運行については支障がない。

答弁 現在、フェンスや樹木が埋立地との境にあるが、埋立地の維持・管理上、運営する定期借地権によるクライニングガルテン型コーポラティブ住宅として整備する方針であり、整備については、社会経済情勢を勘案

無くて不便だという声について。

質問 今後、機会あるごとに国会議員などに要望しながら、訴えていきたい。

方法として、人口推移や年代別人口増減、就業・通学分析、経済センサスなど統計をさまざまな手法で分析し、活用することが重要と考えるが。

答弁 統計データの加工方法や分析の手法、それらを活用する職員の養成など、さまざまな角度から研究したい。

質問 議会においても、地域政策について議論をしているが、検討するためのデータを提供してほしい。

答弁 適切な資料が提供できるよう努力したい。

## 大型飛行機低空飛行

渡辺 修（無会派）

質問 八月十九日夕方、編隊を組んだ大型飛行機が桐生市上空を低空飛行した。横田基地所属の米軍輸送機だと推測するが、桐生市が市民の安全安心のため何ができるのか。

答弁 低空飛行による爆音については、群馬県に対し情報提供や問い合わせ、確認を行つて。合わせて、防衛省に対して、飛行中止の要請をするよう、県に対しても要望している。

質問 今年六月に群馬県市長会からも、国に対して米軍機飛行訓練による騒音被害の解消などについて、要望書を提出している。

（桐生市役所上空）

## 自治会と行政

西牧 秀乗（無会派）

質問 業務委託の契約金の内訳について。

（桐生市役所）

答弁 委託する業務内容については、固定的に決められていないものがあるため、仕様書の中で各業務に値段をつけるのは適当ではないと考えられることから、金額の内訳については設けていない。

質問 業務委託違反について。

答弁 区や町会に對して、仕様書の中でもお願いをしていきたい。



## 景観行政について

伏木 康雄(無会派)

質問 景観行政における今後の計画は。

答弁 平成二十五年四月一日に景観行政団体に移行したので、現在ある桐生市都市景観形成基本計画を基本とした新たな景観計画の策定及び桐生市都市景観条例の改正に向け、府内検討委員会等の設置を行い、原案の作成に着手したい。

質問 今後、景観条例の改正及び景観計画を行うに当たって、地元の建築士会を中心とした民間のまちづくり団体の方たちと手を携えてはどうか。

答弁 法の趣旨に鑑みて今後検討していきたい。

(都市景観(かに川通り))



## 地域包括支援センター

新井 達夫(無会派)

質問 黒保根地域に地域包括支援センターを設置する考えは。

答弁 地域包括支援センターの設置運営については、高齢者数が概ね三千人から六千人未満の地域ごとに保健福祉計画の策定に向けて、実態調査等を行い、検討したい。

(市内の地域包括支援センター)



## 市民後見人制度

飯島 英規(無会派)

質問 市民後見人制度を立ち上げる必要性について

は。

答弁 市民後見人として家庭裁判所から選任を受け

るためにには、市民後見人が適正・円滑に業務が実施できるよう専門職などによる支援体制を整備する必要がある。また、市民後見人としての業務を適正に行う

五十時間のほか、フォローアップ研修も必要となる。

まず、成年後見制度を市民に広く周知することが重要と考えるが、他市の状況や、関係機関とも協議し、検討していきたい。



## 請願の審査結果

この定例会では、請願5件の審査を行い、その結果、1件が採択、2件が不採択、2件が閉会中の継続審査となりました。

### ○採択となった請願

付託委員会	受理番号	件名
総務委員会	第20号	新聞への消費税軽減税率適用を求める請願

### ○不採択となった請願

付託委員会	受理番号	件名
総務委員会	第21号	「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願
経済建設委員会	第18号	「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」提出についての請願

### ○閉会中の継続審査となった請願

付託委員会	受理番号	件名
教育民生委員会	第19号	子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める請願
	第22号	就学援助事務手続きの改正を求める請願

## 空き家対策と土地の新陳代謝

井田 泰彦(無会派)

質問 空き家として居住の用に供しない老朽化した(空き家イメージ)



家屋がある場合に、所有者の意志で撤去してもらえばいいが、撤去費用もかかるため空き家のままとなっていることが多い。長崎市などでは、条件は厳しいが寄附として受け入れて公園等に活用する方法を取っているようである。そこで桐生市でも空き家となつている土地や建物を寄附として受け入れ、再活用することは可能であるか。

答弁 行政の活用目的が明確でない空き家等を画一的に受け入れるのは難しいものと考えている。

## マナーアップ桐生

岡部 純朗(無会派)

質問 犬の糞便や空き缶等のポイ捨て、不法投棄等の迷惑行為に対して市は条(ごみ捨て禁止の看板)



例を策定する考えはあるか。

答弁 犬の糞便等については、現在のところ、「群馬県動物の愛護及び管理条例」に準じて、法投棄防止条例に係る啓発活動に努め、環境美化の意識の高揚を図り、市民参加の環境づくりに努めていく。マナーを含めて、今後も不法投棄防止条例に係る啓発活動に努め、環境美化の意識の高揚を図り、市民参加の環境づくりに努めていく。

10月 1日 から

# 桐生市議会基本条例 を施行しました

## 地方主権調査特別委員会

桐生市議会は、「市民に開かれた議会」「市民参加」「議会の活性化」を柱に議会の果たすべき役割と責任を明確にし、桐生らしい地方自治の実現を目指すため、本定例会において桐生市議会基本条例案を可決しました。

### 条例制定の経緯

桐生市議会は、平成23年第2回定例会において地方主権調査特別委員会を設置し、第1回目を平成23年6月9日に開催して以来、平成25年9月18日の議案上程までの2年3か月あまりの間に42回の特別委員会を開催し、多くの議論を重ねた結果、9月6日には議員全員による全員協議会を開催して、議会基本条例制定に向けた条例案を作成しました。

また、市民のみなさまには、この条例案を提案するにあたり、8月1日から30日間、「桐生市市民の意見提出手続きに関する条例」に準じて市民の皆さんにご意見を募集したところ、7人から27件の意見提出をいただきました。

9月18日の本会議に上程された条例案は、同日に可決、10月1日から施行されました。

### 条例の主な内容

桐生市議会基本条例は、第1条「目的」から第30条「見直し手続」まであり、目的・基本理念、議会と議員の活動原則、活動内容などが各条に明記されています。

その中でも、第11条「議会報告会の実施」については、これまで議会報告会は定例会ごとに行ってまいりましたが、これからは議会基本条例に位置づけられて実施いたします。また、第10条「インターネット等の活用」、第12条「議会広報及びホームページの充実」については、12月3日開催の第4回定例会から本会議におけるインターネット中継も始まります。

桐生市議会は、本条例を契機に、より一層の議会の活性化をはかり、市民の代表として創意工夫を重ね、行動する議会として市民の負託に応えられる議会を目指して取り組んでいきます。

## 桐生市議会基本条例の構成

### ◎目的・基本理念

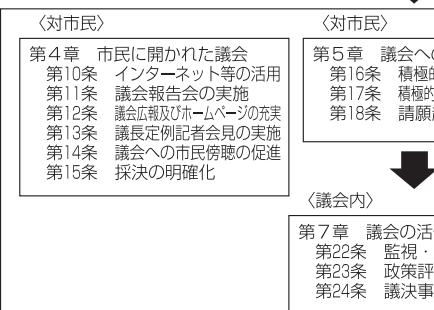
- 第1章 総則
- 第1条 目的
- 第2条 基本理念

### ◎議会と議員の活動原則

- 第2章 議会の活動原則
- 第3条 情報公開の徹底
- 第4条 市民参加の促進
- 第5条 市長等との関係
- 第6条 議会改革と議会機能の強化・充実

- 第3章 議員の活動原則
- 第7条 議員の役割と責任の明確化
- 第8条 政治倫理条例の遵守
- 第9条 市民意見の尊重と市民福祉の向上

### ◎活動内容



- 第8章 政務活動費
- 第28条 政務活動費の執行等
- 第9章 議会事務局の体制
- 第29条 議会事務局体制の強化

- 第10章 雜則
- 第30条 見直し手続

## 提出された主な意見の要旨と考慮の結果

項目等	意見の要旨 (市民からのご意見)	考慮の結果 (意見に対する市議会の考え方)
第1条	「桐生らしい」が抽象的で条例としての具体性が欠けます。	地域主権の趣旨であります画一的な地域づくりではなく、地域の特性を生かしたまちづくりを目指していくことです。
第2条	「市民の幸せ」となっていますが、地方自治法や今回の前文にある「住民の福祉の増進」を抽象的にした理由が分かりません。	多くの市民により分かりやすい条例を目指し、あえて「市民の幸せ」とします。
第4条	本会議や特別委員会・通常委員会も含めて出来るだけ市議会に桐生市地域の事について市民から市議会に参加して意見や提言を述べたり提出出来る機会を設けてもらえないでしょうか。	第16条、第17条、第18条に市民意見の聴取や市民協議の場の開設、請願趣旨の聴取を明記しています。
総括	条例全般について、なぜ、条例というものはこれほどわかりづらいのですか。条例の文言がもう少しあわかりやすければ、より市政に興味が持てると思います。「よりわかりやすい議会を目指して頑張ってください。」	本条例は、桐生市の条例ではじめて文体を「でますます調」とするなど、市民に分かりやすい条例にすることに努めました。今後、本条例の逐条解説を工夫するなど、より分かりやすくしたいと思います。



# 賛成 討論

依然として原発事故の影響が色濃く残る状況の中、限られた財源を喫緊の課題や将来を見据えた諸施策に重点的に配分し、適切に予算執行した行政運営は評価できる。

主な事業の取組としては、重要伝統的建造物群保存地区に天満宮周辺及び本町一・二丁目が選定され歴史的な町並みやノコギリ屋根などの近代化遺産の魅力を伝える町なか観光の発展に寄与すること、低炭素型低速電動コミュニティーバス「MAYU(まゆ)」が製造され運行できること、中通り大橋線の4車線化が完成し交通渋滞の緩和が図られ地域経済活動の広域化を担う都市整備が進められたことなどは大いに評価できる。

また、東日本大震災における被災地がれきの受入れを他市に先駆けて取り組んだこと、放射性物質の対応においては、公共施設や民家等の除染を実施し、発生した除去土壤等を保管するための仮置場を設置したことは、市民の安全を第一と捉えたことと大変評価するものである。

財政状況では、実質収支比率は8.8%となり、前年度比0.3ポイント改善し、経常収支比率も89.8%となり2.8ポイント改善したこと、また、市税の収納率が前年度比1.3ポイント上昇したことは、職員一丸となって収納対策に取り組んだ成果として重ねて評価するものである。

その一方で、すこやか子育てサポート事業等では、不用額が多く残り今後課題を残す部分もあったが、今後の見直し・検討に期待する。

今後も続く厳しい財政運営の中で市長をはじめ、市民、市職員、議会が知恵と勇気を出し合い、さらなる市政発展となることを要望する。

# 反対 討論

当初予算の歳出面では、公債費と人件費が削減されたが、市職員の人員と給与削減にも限度があり、「社会保障に充てる」とされている消費税及び地方消費税増税分が、決算においても一部「想定済み」の財源であるのは不安材料である。

総務省の事務次官通知には、「住民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進すること」とあるが、現在の給与制度は、住民の支持と納得が得られているのか。今後は、住民も含めて公開の場で議論を重ねる必要があるのではないか。

公務員の本質は、奉仕の心、利他の精神、己を捨て他人のために尽くすことである。現公務員制度の構造的理不尽、これを大きく含む決算に主権者市民の視点で反対する。

平成24年度桐生市歳入歳出決算及び桐生市水道事業会計決算については、それぞれ賛成多数で認定しました。

同決算の認定にあたっては、市長による平成24年度決算総括、監査委員による監査報告の後、決算特別委員会（委員18人で構成）を設置し、3日間にわたり慎重に審査を行いました。

本会議における討論の概要是左記のとおりです。



(桐生市役所)

## 一般会計の補正予算

### ◎平成25年度桐生市一般会計補正予算（第2号）

#### 可決

#### 概要

歳入歳出予算について、歳入歳出それぞれ2,521万4,000円を増額補正して、予算総額を429億2,824万1,000円としたもの。

#### 歳出予算の主な補正内容

##### ○総務費企画費

定住促進事業 45万7,000円の増額  
(移住推進首都圏PR用パンフレット印刷製本費等)

##### ○民生費児童福祉総務費

児童福祉費一般経費 219万4,000円の増額  
(子ども・子育て支援ニーズ調査委託料等)

##### ○商工費観光費

ググッとぐんま観光キャンペーン事業 231万円の増額  
(各種イベント委託料)

##### ○教育費学校管理費

学校改修事業 1,770万4,000円の増額  
(相生小学校及び川内小学校プール躯体補修工事費)

### ◎平成25年度桐生市一般会計補正予算（第3号）

#### 可決

#### 概要

歳入歳出予算について、歳入歳出それぞれ15万8,000円を増額補正して、予算総額を429億2,839万9,000円としたもの。

#### 歳出予算の補正内容

○議会費事務局費 15万8,000円の増額  
事務局事業  
(桐生市議会情報番組「KJ」委託料)

# 平成 24年度 決算を認定

# 意見書

この定例会では、次の意見書案を可決し、内閣総理大臣ほかに送付しました。

## 地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

### 記

#### 1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

#### 2 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先  内閣総理大臣  財務大臣  総務大臣  内閣官房長官  内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

## 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書

新聞は、日々の広範なニュースや情報を正確に報道し、多様な意見・評論を広く地域住民に提供することによって、国民の知る権利の保障と議会制民主主義の健全な発展に大きく寄与しています。

民主主義の主役は地域住民です。その地域住民が正しい判断を下すには、政治や経済、社会など、さまざまな分野の情報を手軽に入手できる環境が重要です。欧州各国では、民主主義を支える公共財として一定の要件を備えた新聞・書籍・雑誌にゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者が知識を得る負担を軽くしています。「知識には課税せず」という認識は、欧米諸国でほぼ共通しています。

また、近年、いわゆる活字離れ・文字離れによって、特に若年層のリテラシー（読み書き能力・教養や常識）の低下が問題となっています。地域住民ひいては国民のリテラシーが衰えていくことは、行政や国の文化施策としても好ましいことではありません。知識への課税強化は確実に「国力」（文化力）の低下をもたらし、わが国の国際競争力を衰退させる恐れがあります。

先に日本新聞協会が実施した調査では、8割を超える国民が軽減税率の導入を求め、6割が新聞や書籍にも軽減税率を適用するよう望んでいます。日本独自の戸別配達制度により、わが国の新聞普及率は世界でもまれな高水準にあります。今後も地域住民がより少ない負担で、どこでも多様な新聞を容易に購読できる環境を維持していくことは、民主主義と地域文化の健全な発展に不可欠です。

以上の観点から、地方自治法第99条の規定により、消費税増税に際し新聞に軽減税率の適用を求める意見書を提出します。

提出先  内閣総理大臣  財務大臣